

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正)
第十八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成二年厚生省令第四十号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定める者) 第二条 法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により食鳥処理の事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 第二条の二 (略) 別表第一 (第二条の二関係) (略) 別表第二 (第二条の二関係) (略)	(新設) 第二条 (略) 別表第一 (第二条関係) (略) 別表第二 (第二条関係) (略)

(精神保健福祉士法施行規則の一部改正)

第十九条 精神保健福祉士法施行規則(平成十年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(法第三条第一号の厚生労働省令で定める者) 第一条 精神保健福祉士法(平成九年法律第三十一号。以下「法」という。)第三条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により精神保健福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 (法第七条第一号の厚生労働省令で定める者の範囲) 第一条の二 法第七条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一 一三 (略) 二 二九 (略) (死亡等の届出) 第十六条 精神保健福祉士が次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、精神保健福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者 二 法第三条第一号に該当するに至つた場合 当該精神保健福祉士又は同居の親族若しくは法定代理人 三 法第三条第二号又は第三号に該当するに至つた場合 当該精神保健福祉士又は法定代理人	(新設) (厚生労働省令で定める者の範囲) 第一条 精神保健福祉士法(平成九年法律第三十一号。以下「法」という。)第七条第一号の厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。 一 一三 (略) 二 二九 (略) (死亡等の届出) 第十六条 精神保健福祉士が次のいずれかに該当するに至つた場合には、当該精神保健福祉士又は戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する届出義務者若しくは法定代理人は、遅滞なく、精神保健福祉士登録証を添え、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 一 死亡し、又は失踪の宣告を受けた場合 二 法第三条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合 (新設)

様式第二中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により精神保健福祉士の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」及び「禁錮」や「禁錮」に改める。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）
第二十条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

改	正	後
（二種病原体等の所持の許可を与えない者）		
第三十一条の六の二 法第五十六条の七第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により二種病原体等を適正に所持するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。		
（新設）		
改	正	前

（介護保険法施行規則の一部改正）
第二十一条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

改	正	後
（法第六十九条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める者）		
第一百十三条の五の二 法第六十九条の二第一項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。		
（新設）		
改	正	前

（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部改正）
第二十二條 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を次の表のように改正する。

改	正	後
（法第四条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準）		
第二條 法第四条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。		
一 訓練を行う者 次のいずれれにも該当する者であること。		
イ イチ（略）		
リ 次のいずれれにも該当しない者であること。		
(1)・(2) (略)		
(3) 過去に認定職業訓練に係る職務の遂行に関し重大な不正の行為をしたことを理由として、法第四条第二項の規定により同条第一項の認定の取消しを受けた者又は過去に認定職業訓練に係る職務の遂行に関し重大な不正の行為をしたことにより、当該認定職業訓練が同条第一項各号のいずれれに適合しないものと厚生労働大臣が認めた者（当該認定の取消し又は同項各号列記の事項への不適合（以下この(3)において「認定の取消し等」という。）が、申請職業訓練を行うおとする都道府県と同一の都道府県以外の区域内において行った認定職業訓練に係るものであって、当該認定の取消し等の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定職業訓練を行う者による取組の状況その他の当該事実に関し当該認定職業訓練を行う者が有していた責任の程度を考慮して、当該認定職業訓練を行う者が当該認定の取消し等の理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除くものとし、当該認定の取消しを受けた者又は当該厚生労働大臣が認めた者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人又は団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この(3)、(4)、(5)及び(6)において同じ。）又は役員であつた者を含む。）		
（法第四条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準）		
第二條 法第四条第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。		
一 訓練を行う者 次のいずれれにも該当する者であること。		
イ イチ（略）		
リ 次のいずれれにも該当しない者であること。		
(1)・(2) (略)		
(3) 過去に認定職業訓練に係る職務の遂行に関し重大な不正の行為をしたことを理由として、法第四条第二項の規定により同条第一項の認定の取消しを受けた者又は過去に認定職業訓練に係る職務の遂行に関し重大な不正の行為をしたことにより、当該認定職業訓練が同条第一項各号のいずれれに適合しないものと厚生労働大臣が認めた者（当該認定の取消し又は同項各号列記の事項への不適合（以下この(3)において「認定の取消し等」という。）が、申請職業訓練を行うおとする都道府県と同一の都道府県以外の区域内において行った認定職業訓練に係るものであって、当該認定の取消し等の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定職業訓練を行う者による取組の状況その他の当該事実に関し当該認定職業訓練を行う者が有していた責任の程度を考慮して、当該認定職業訓練を行う者が当該認定の取消し等の理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除くものとし、当該認定の取消しを受けた者又は当該厚生労働大臣が認めた者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人又は団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下この(3)、(4)、(5)及び(6)において同じ。）又は役員であつた者を含む。）		
改	正	前

（傍線部分は改正部分）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後			
(移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則の一部改正) 第二十三条 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十五年厚生労働省令第百三十八号）の一部を次の表のように改正する。 (傍線部分は改正部分)			
改	正	後	(4) (11) (略) (12) 精神の機能の障害により申請職業訓練を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (13) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (14) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が(1)から(13)までのいずれかに該当するもの (15) 申請職業訓練を行う者が法人又は団体である場合にあつては、役員のうち(1)から(14)までのいずれかに該当する者があるもの (16) (1)から(15)までに掲げるもののほか、その行つた認定職業訓練（申請職業訓練を行う者が過去五年以内に行つたものに限る。）に関して不適切な行為（当該不適切な行為が申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域において行つた認定職業訓練に係るものに限る。）をしたことがある者又はその他関係法令の規定に反した等の理由により認定職業訓練を行わせることが不適切であると機構が認めた者 二〇十九 (略)
			(4) (11) (略) (12) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの (新設) (13) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が(1)から(12)までのいずれかに該当するもの (14) 申請職業訓練を行う者が法人又は団体である場合にあつては、役員のうち(1)から(13)までのいずれかに該当する者があるもの (15) (1)から(14)までに掲げるもののほか、その行つた認定職業訓練（申請職業訓練を行う者が過去五年以内に行つたものに限る。）に関して不適切な行為（当該不適切な行為が申請職業訓練を行おうとする都道府県と同一の都道府県の区域において行つた認定職業訓練に係るものに限る。）をしたことがある者又はその他関係法令の規定に反した等の理由により認定職業訓練を行わせることが不適切であると機構が認めた者 二〇十九 (略)
改	正	前	(骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業の許可の申請) 第四条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一〇四 (略) 五 申請者が法第十八条第五号イからホまでのいずれにも該当しない旨の宣誓書 六 (略) 3 (略) (法第十八条第五号イの厚生労働省令で定める者) 第五条の二 法第十八条第五号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 第十条 (略) (臍帯血供給事業の許可の申請) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一〇三 (略) 四 申請者が法第三十一条第四号イからホまでのいずれにも該当しない旨の宣誓書 五 (略) 3 (略) (法第三十一条第四号イの厚生労働省令で定める者) 第十一条の三 法第三十一条第四号イの厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により臍帯血供給事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
			(骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業の許可の申請) 第四条 (略) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一〇四 (略) 五 申請者が法第十八条第五号イから二までのいずれにも該当しない旨の宣誓書 六 (略) 3 (略) (新設) 第十条 (略) (臍帯血供給事業の許可の申請) 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一〇三 (略) 四 申請者が法第三十一条第四号イから二までのいずれにも該当しない旨の宣誓書 五 (略) 3 (略) (新設)

(厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正)
第二十四条 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号)の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改 正 後

(法第十二条の五第四項第一号の厚生労働省令で定める者)

第一条 国家戦略特別区域法(以下「法」という。)第十二条の五第四項第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により国家戦略特別区域限定保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第一条の二・第一条の三 (略)

(検査証票)

第二条 法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第一号様式によるものとする。

(児童福祉法施行規則の準用)

第六条 児童福祉法施行規則第一章の四(第六条の二の二から第六条の八まで、第六条の十、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。)の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六条の十一第一項	前条第二項各号	厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号。以下「特区法施行規則」という。)第一条の二第二項各号
第六条の十一第二項から第四項まで	前条第二項各号	特区法施行規則第一条の二第二項各号
(略)	(略)	(略)

(読替規定)

第七条 法第十二条の五第十二項の規定により試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第一条の二第四項、第一条の三第一項、第四条及び前条の規定の適用については、第一条の二第四項、第一条の三第一項及び第四条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、前条中「次の」とあるのは「同令第六条の九第四号中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市(以下単に「試験実施指定都市」という。)の長」と、同令第六条の十一から第六条の十六まで、第六条の十八から第六条の二十まで、第六条の二十三、第六条の二十五から第六条の二十九まで及び

改 正 前

(新設)

第一条・第一条の二 (略)

(検査証票)

第二条 国家戦略特別区域法(以下「法」という。)第十二条の五第八項において準用する児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十六第二項の規定により当該職員が携帯すべき証明書は、第一号様式によるものとする。

(児童福祉法施行規則の準用)

第六条 児童福祉法施行規則第一章の四(第六条の二から第六条の八まで、第六条の十、第六条の十七及び第六条の三十一から第六条の三十三までを除く。)の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第六条の十一第一項	前条第二項各号	厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年厚生労働省令第三十三号。以下「特区法施行規則」という。)第一条第二項各号
第六条の十一第二項から第四項まで	前条第二項各号	特区法施行規則第一条第二項各号
(略)	(略)	(略)

(読替規定)

第七条 法第十二条の五第十二項の規定により試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第一条第四項、第一条の二第二項、第四条及び前条の規定の適用については、第一条第四項、第一条の二第二項及び第四条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、前条中「次の」とあるのは「同令第六条の九第四号中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市(以下単に「試験実施指定都市」という。)の長」と、同令第六条の十一から第六条の十六まで、第六条の十八から第六条の二十まで、第六条の二十三、第六条の二十五から第六条の二十九まで及び第六条の

(傍線部分は改正部分)

第六条の三十四から第六条の三十七まで中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第六条の二十六第一項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」とする。

三十四から第六条の三十七まで中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第六条の二十六第一項中「都道府県」とあるのは「試験実施指定都市」と読み替えるものとするほか、次の」とする。

第二号様式中「成年被後見人又は被保佐人」を「精神の機能の障害により国家戦略特別区域限定保育士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改める。

第二十五条 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則の一部改正

次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後 改 正 前

(許可) 第一条 (略) 2 法第六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 (略) 二 法第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あつせん責任者(以下「養子縁組あつせん責任者」という)の勤務形態 三 役員及び養子縁組あつせん責任者の精神の機能の障害の有無 四・五 (略) 3・4 (略) 5 法第六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 養子縁組あつせん責任者の履歴書及び第十八条第一項各号に掲げる資格又は経験を有することを証する書類 四・六 (略) 七 役員又は養子縁組あつせん責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該役員又は養子縁組あつせん責任者が精神の機能の障害を有する場合に限る。) (許可の欠格事由) 第二条の二 法第八条第一号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により養子縁組あつせん事業の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 (業務の質の評価等) 第九条の二 法第二十一条第一項の評価機関(以下この条において「評価機関」という。)は、次に掲げる基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定する者とする。 一・二 (略) 三 役員のうちに法第八条第二号から第七号までのいずれかに該当する者がいないこと。 四・五 (略) 2・5 (略) (養子縁組あつせん責任者) 第十八条 養子縁組あつせん責任者は、次の各号に掲げるいずれかの資格又は経験を有する者であつて、厚生労働大臣が認める研修を修了したものでなければならない。 一・七 (略) 2 (略)	(許可) 第一条 (略) 2 法第六条第二項第五号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一 (略) 二 法第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あつせん責任者の勤務形態 (新設) 三・四 (略) 3・4 (略) 5 法第六条第三項第六号の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。 一・二 (略) 三 法第三十六条第一項の規定により選任する養子縁組あつせん責任者の履歴書及び第十八条第一項各号に掲げる資格又は経験を有することを証する書類 四・六 (略) (新設) (新設) (業務の質の評価等) 第九条の二 法第二十一条第一項の評価機関(以下この条において「評価機関」という。)は、次に掲げる基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定する者とする。 一・二 (略) 三 役員のうちに法第八条第一号から第七号までのいずれかに該当する者がいないこと。 四・五 (略) 2・5 (略) (養子縁組あつせん責任者) 第十八条 法第三十六条第二項の養子縁組あつせん責任者は、次の各号に掲げるいずれかの資格又は経験を有する者であつて、厚生労働大臣が認める研修を修了したものでなければならない。 一・七 (略) 2 (略)
--	---

養子縁組あっせん事業許可申請書
養子縁組あっせん事業許可有効期間更新申請書

① 年 月 日

都道府県知事 (市長) 殿

(ふりがな)

②申請者 名 称

(ふりがな)

代表者 氏 名

印

1. 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 (平成 28 年法律第 110 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり許可の申請をします。
2. 法第 12 条第 2 項の規定により下記のとおり更新申請をします。

記

③許 可 番 号	(有効期間の末日 年 月 日)	
④法 人 の 名 称 (ふりがな)		
⑤所 在 地 (ふりがな)	〒 - 電話 ()	
⑥代表者氏名等 (ふりがな)	氏 名	住 所
⑦役 員 氏 名 等 (ふりがな)	氏 名	住 所
⑧精神の機能の 障害の有無	有 無	氏 名
	役員 (有・無) 養子縁組あっせん責任者 (有・無)	
⑨兼 業 の 種 類 ・ 内 容	1. 2. 3.	
	4. 5. 6.	

養子縁組あっせん事業を行う事業所に関する事項

⑩事業所		
名 称	所 在 地	
土地面積	建物面積	建物構造
m ²	m ²	
⑪養子縁組あっせん責任者		
氏 名	住 所	
経 歴	勤務形態	研修の受講状況
		修了（ 年 月）・受講予定
⑫担当者氏名等		
職	氏 名	電話番号

⑩事業所		
名 称	所 在 地	
土地面積	建物面積	建物構造
m ²	m ²	
⑪養子縁組あっせん責任者		
氏 名	住 所	
経 歴	勤務形態	研修の受講状況
		修了（ 年 月）・受講予定
⑫担当者氏名等		
職	氏 名	電話番号

⑬取次機関

名 (ふりがな) 称	
住 (ふりがな) 所	
事 業 内 容	

申請者（法人の役員を含む。）は、法第8条各号のいずれにも該当せず、法第36条第1項の規定により選任する養子縁組あっせん責任者は法第8条第2号から第7号までに該当しない者であって、かつ、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第110号。以下「規則」という。）第18条第1項各号に掲げるいずれかの資格又は経験を有することを誓約します。

様式第一号（第三面）

＜記載要領＞

- 1 養子縁組あっせん事業の許可を申請する場合には、表題中「養子縁組あっせん事業有効期間更新申請書」の文字を抹消し、及び2の全文を抹消すること。
また、養子縁組あっせん事業の許可の有効期間の更新を申請する場合には、表題中「養子縁組あっせん事業許可申請書」の文字を抹消し、及び1の全文を抹消すること。
- 2 ①欄には、申請書を都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所設置市の市長（以下「都道府県知事等」という。）に提出する年月日を和暦で記載すること。
- 3 複数の都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に事業所を設けて養子縁組あっせん事業を行う場合、それぞれの都道府県知事等に対し許可の申請をすること。
- 4 ②欄には、許可の申請者である法人の名称及び代表者の氏名を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 5 ③欄は、有効期間の更新申請の場合のみ、許可番号、許可の有効期間の末日を記載すること。
- 6 ④欄には、養子縁組あっせん事業を行う法人の名称を記載すること。
- 7 ⑤欄には、申請を行う都道府県等における、養子縁組あっせん事業を行う法人の主たる事務所の所在地を記載すること。
- 8 ⑧欄には、役員及び養子縁組あっせん責任者の精神の機能の障害の有無について、それぞれ「有」か「無」のいずれかに丸を付すとともに、「有」の場合は、その者の氏名を記載すること。
- 9 ⑨欄には、他に行っている事業の種類及び内容を記載すること。
- 10 ⑩欄には、養子縁組あっせん事業を行う事業所を全て記載すること。「建物構造」欄には、木造、鉄骨造、RC造、SRC造の別を記載すること。なお、所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。
- 11 ⑪欄には、事業所ごとに選任することとされている養子縁組あっせん責任者の氏名等を記載すること。「経歴」欄には、規則第18条第1項各号に掲げる資格又は経験のうち有するものを記載すること。「勤務形態」欄には、常勤・非常勤の別を記載するとともに、非常勤の場合は勤務状況を具体的に記載すること。「研修の受講状況」欄には、規則第18条第2項の厚生労働大臣が認める研修について、修了している場合は修了に丸を付すとともに修了した年月を記載し、修了していない場合は受講予定に丸を付すこと。
- 12 ⑫欄には、それぞれの事業所における担当者の職・氏名・電話番号を記載すること。
- 13 ⑬欄には、取次機関を利用する場合のみ、記載すること。

＜添付書類＞

☐ 定款その他の基本的約款を記載した書類

☐ 業務方法書（法第6条第3項第2号に規定する養子縁組あっせん事業の実施方法を記載した書類）

☐ 国際的な養子縁組のあっせんを行おうとする場合は、当該国際的な養子縁組のあっせんの相手先国に関する書類（取次機関を利用しようとする場合は、あわせて当該取次機関に関する書類）

☐ 養子縁組あっせん事業を行う事業所ごとの当該あっせん事業に係る事業計画書

☐ 財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書

☐ 手数料表（様式第2号）

☐ 登記事項証明書

☐ 役員の履歴書

☐ 養子縁組あっせん責任者の履歴書及び規則第18条第1項各号に規定する資格又は経験を有することを証する書類

☐ 事業所ごとの施設の概要を記した書類

☐ 役員又は養子縁組あっせん責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書（当該役員又は養子縁組あっせん責任者が精神の機能の障害を有する場合に限る。）

※ 法第6条第1項の許可を受けた後、上記添付書類に変更があった場合には、遅滞なく都道府県知事に変更後の書類を提出すること。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。ただし、
第十一条（職業能力開発促進法施行規則様式第十一号の改正規定に限る。）の規定及び次条第三項の規定は公布の日から、第三条、第四条、第六条から第八条まで、第十一条（同令第四十二条の次に次の二条を加える改正規定及び同令様式第八号の改正規定に限る。）、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条及び第二十四条並びに附則第四条及び第六条の規定は同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第九十条の規定（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条第六項の改正規定に限る。）の施行前に行われる職業訓練指導員試験に係る職業訓練指導員試験受験申請書の様式については、この省令による改正後の職業能力開発促進法施行規則様式第十一号にかかわらず、なお従前の例による。

（労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部改正）

第三条 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（帳簿の作成と保存） 第四十九条 指定登録機関は、コンサルタント試験の区分ごとに、次の事項を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。 一・二 （略） 三 各月におけるコンサルタント則第十九条第二項の報告（コンサルタントがその業務を廃止し、又は死亡した場合に係るものに限る。）及び前条の報告の件数 四 （略）	（帳簿の作成と保存） 第四十九条 指定登録機関は、コンサルタント試験の区分ごとに、次の事項を記載した帳簿を作成し、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。 一・二 （略） 三 各月におけるコンサルタント則第十九条の報告（コンサルタントがその業務を廃止し、又は死亡した場合に係るものに限る。）及び前条の報告の件数 四 （略）

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則の一部改正）

第四条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（社会福祉士の養成施設の指定基準） 第三条 法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 昼間課程及び夜間課程に係る基準 イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。 (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条において同じ。）において法第七条第二号に規定する基礎科目（以下この号において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下「施行規則」という。）第一条の第三第二項各号に掲げる者 (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第三第五項に掲げる者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの	（社会福祉士の養成施設の指定基準） 第三条 法第七条第二号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士短期養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 昼間課程及び夜間課程に係る基準 イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。 (1) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条において同じ。）において法第七条第二号に規定する基礎科目（以下この号において「基礎科目」という。）を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号。以下「施行規則」という。）第一条の第二第二項各号に掲げる者 (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるもの）に限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第五項に掲げる者であつて、法第七条第四号に規定する指定施設（以下「指定施設」という。）において一年以上相談援助の業務に従事したもの

		(3) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第三八項に掲げる者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの (4)・(5) (略) ロ・レ (略) 二 (略)	
		第四条 法第七条第三号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士一般養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 昼間課程及び夜間課程に係る基準 イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。 (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第三項各号に掲げる者 (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。）を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第三六項各号に掲げる者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したものの (3) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第三九項各号に掲げる者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの (4) (略) ロ・ト (略) 二 (略)	
		(3) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）において基礎科目を修めて卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第八項に掲げる者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの (4)・(5) (略) ロ・レ (略) 二 (略)	
		第四条 法第七条第三号に規定する養成施設（別表第一及び別表第三において「社会福祉士一般養成施設」という。）に係る令第二条に規定する主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 昼間課程及び夜間課程に係る基準 イ 入所の資格は、次のいずれかに該当する者であることとするものであること。 (1) 学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の第二項各号に掲げる者 (2) 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限り、同法に基づく専門職大学の三年の前期課程を含む。）を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業し又は修了した者を除く。）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第六項各号に掲げる者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したものの (3) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校を卒業した者（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）その他その者に準ずるものとして施行規則第一条の二第九項各号に掲げる者であつて、指定施設において二年以上相談援助の業務に従事したもの (4) (略) ロ・ト (略) 二 (略)	
		(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正) 第五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百四十九号）の一部を次の表のように改正する。	
		第十四条 平成二十七年改正法附則第六条第一項の規定による労働者派遣事業に関する新規則第八条、第十条、第十九条、第二十条、第二十九条の二及び第五十五条の規定の適用については、新規則第八条第一項中「法第十一条」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第十一条第一項前段」と、「法第五条第二項第四号」とあるのは「平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた事項のうち、法第五条第二項第四号」と、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当しない場合にあつては労働者派遣事業変更届出書（様式第五号）を、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあつては労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書（様式第五号）とあるのは「労働	
		第十四条 平成二十七年改正法附則第六条第一項の規定による労働者派遣事業に関する新規則第八条、第十条、第十九条、第二十条、第二十九条の二及び第五十五条の規定の適用については、新規則第八条第一項中「法第十一条」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第十一条第一項前段」と、「法第五条第二項第四号」とあるのは「平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた事項のうち、法第五条第二項第四号」と、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当しない場合にあつては労働者派遣事業変更届出書（様式第五号）を、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当する場合にあつては労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書（様式第五号）とあるのは「労働	

（傍線部分は改正部分）

者派遣事業変更届出書（様式第五号）と、同条第三項中「法第十一条第一項」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第十一条第一項前段」と、「届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出」とあるのは「届出」と、「労働者派遣事業変更届出書又は労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書には、第一条の第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る許可証）とあるのは「労働者派遣事業変更届出書には、第一条の第二項に規定する書類（同項第一号イからホまで、チ（労働者派遣事業を行う事業所に係る権利関係を証する書類に限る。以下この項において同じ。）及びリ（受講証明書に係る部分を除く。以下この項において同じ。）並びに同項第二号イからハまで及び二（同項第一号チ及びリに係る部分に限る。）に掲げる書類に限る。）のうち当該変更事項に係る書類」と、同条第四項中「法第五条第二項第四号」とあるのは「平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた事項であつて法第五条第二項第四号」と、「履歴書及び受講証明書」とあるのは「履歴書」と、新規則第十條中「十日以内に、労働者派遣事業を行う全ての事業所に係る許可証を添えて」とあるのは「十日以内に」と、新規則第十九條中「法第二章又はこの章」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第二章又はこの章」と、「法第八条第三項、法第十一条第一項若しくは第四項又は第四條第一項」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第十一条第一項前段」と、「書類（許可証を含む。）のうち」とあるのは「書類のうち、平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた事項のうち」と、新規則第二十條中「法第二章又はこの章」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第二章又はこの章」と、「書類（許可証を除く。）とあるのは「書類」と、「第一条の第二項、第五條第二項又は第八條第二項若しくは第三項」とあるのは「第八條第三項」と、新規則第二十九條の二中「過去三年以内に、派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していること」とあるのは「派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を有していること」と、新規則第五十五條各号列記以外の部分中「厚生労働大臣の権限」とあるのは「厚生労働大臣の権限（第一号に掲げるものを除く。）及び平成二十七年改正法附則第六条第五項の規定による命令に係る厚生労働大臣の権限」と、同条第六号中「第五十條」とあるのは「第五十條（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十号。以下「平成二十七年改正政令」という。）第三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第七号中「第五十一條」とあるのは「第五十一條（平成二十七年改正政令第三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

者派遣事業変更届出書（様式第五号）と、同条第三項中「法第十一条第一項」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第十一条第一項前段」と、「届出のうち、事業所の新設に係る変更の届出以外の届出」とあるのは「届出」と、「労働者派遣事業変更届出書又は労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書には、第一条の第二項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類（事業所の廃止に係る変更の届出にあつては、当該廃止した事業所に係る許可証）とあるのは「労働者派遣事業変更届出書には、第一条の第二項に規定する書類（同項第一号イからニまで、ト（労働者派遣事業を行う事業所に係る権利関係を証する書類に限る。以下この項において同じ。）及びチ（受講証明書に係る部分を除く。以下この項において同じ。）並びに同項第二号イ、ロ及びハ（同項第一号ト及びチに係る部分に限る。）に掲げる書類に限る。）のうち当該変更事項に係る書類」と、同条第四項中「法第五条第二項第四号」とあるのは「平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた事項であつて法第五条第二項第四号」と、「履歴書及び受講証明書」とあるのは「履歴書」と、新規則第十條中「十日以内に、労働者派遣事業を行う全ての事業所に係る許可証を添えて」とあるのは「十日以内に」と、新規則第十九條中「法第二章又はこの章」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第二章又はこの章」と、「法第八条第三項、法第十一条第一項若しくは第四項又は第四條第一項」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第十一条第一項前段」と、「書類（許可証を含む。）のうち」とあるのは「書類のうち、平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法第十六条第一項の届出書に記載すべきこととされた事項のうち」と、新規則第二十條中「法第二章又はこの章」とあるのは「平成二十七年改正法附則第六条第二項の規定により読み替えて適用する法第二章又はこの章」と、「書類（許可証を除く。）とあるのは「書類」と、「第一条の第二項、第五條第二項又は第八條第二項若しくは第三項」とあるのは「第八條第三項」と、新規則第二十九條の二中「過去三年以内に、派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していること」とあるのは「派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を有していること」と、新規則第五十五條各号列記以外の部分中「厚生労働大臣の権限」とあるのは「厚生労働大臣の権限（第一号に掲げるものを除く。）及び平成二十七年改正法附則第六条第五項の規定による命令に係る厚生労働大臣の権限」と、同条第六号中「第五十條」とあるのは「第五十條（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十号。以下「平成二十七年改正政令」という。）第三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、同条第七号中「第五十一條」とあるのは「第五十一條（平成二十七年改正政令第三條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の一部改正）

第六条 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成三十年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の表改正前欄及び改正後欄の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則中「第一条の二」を「第一条の三」に改める。

第十八条の表改正前欄及び改正後欄の社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号イ(2)中「第一条の二第五項」を「第一条の三第五項」に改め、同表改正前欄及び改正後欄の同令第三条第一号イ(3)中「第一条の二第八項」を「第一条の三第八項」に改め、同表改正前欄及び改正後欄の同令第四条第一号イ(2)中「第一条の二第六項各号」を「第一条の三第六項各号」に改め、同表改正前欄及び改正後欄の同令第四条第一号イ(3)中「第一条の二第九項各号」を「第一条の三第九項各号」に改める。

（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令の一部改正）

第七条 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令（平成三十年厚生労働省令第一百五十三号）の一部を次のように改正する。

様式第11号（第1面）

（日本産業規格A列4）

許可番号	
事業所枝番号	
許可年月日	年 月 日

第一条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則様式第十一号の改正規定を次のように改める。

労働者派遣事業報告書（年度報告）
（6月1日現在の状況報告）

年 月 日

厚生労働大臣 殿

提出者

印

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)					
1 氏名又は名称					
2 住 所	〒 () () -				
(ふりがな)				役 名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)					
(ふりがな)					
4 事業所の名称					
5 事業所の住所	〒 () () -				
6 大企業、中小企業の別	1 大企業 2 中小企業				
7 産業分類	名称			分類 番号	
8 事業年度の開始の日及び当 該事業年度の終了の日	～				
9 民営職業紹介事業との兼業	1 有 2 無		許可・届出番号		
10 親会社の名称			備考		
①労働者派遣事業の許可番号				②民営職業紹介事業の許可・届出番号	
11 請負事業の実施	1 有 2 無		うち構内請負の実施	1 有 2 無	
12 労働者派遣事業の売上高			13 請負事業の売上高		
14 備考					

※労働局記入欄

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

(2) 海外派遣労働者数（実人数）

	計	通算雇用期間 が 1 年以上の 派遣労働者	うち同じ職場 に 1 年以上派 遣見込みの者	通算雇用期間 が 1 年未満の 派遣労働者	うち同じ職場 に 1 年以上派 遣見込みの者
①全労働者		—	—	—	—
②派遣労働者総計					
③無期雇用派遣労働者					
④有期雇用派遣労働者					
⑤日雇派遣労働者					
⑥登録者 ※		—	—	—	—

※登録制度のある事業主のみ

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	1 日以下のもの	1 日を超え 7 日 以下のもの	7 日を超え 1 月 以下のもの	1 月を超え 2 月 以下のもの	2 月を超え 3 月 以下のもの	3 月を超え 6 月 以下のもの	6 月を超え 1 2 月以下のもの	1 年を超え 3 年 以下のもの	3 年を超えるも の	労働者派遣契約がな かった

(4) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

	教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 ・ 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 教育機関・4 その他	受講した派遣労働者数	1 人当たりの平均実施時間
	教育の内容				
イ					
ロ					
ハ					
ニ					
ホ					

③主な派遣先事業主（取引額上位 5 社）

氏名又は名称	所在地

②その他の教育訓練（①及び（9）に係るものを除く）

訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT ・ 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 訓練機関・ 4 その他	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし）・2 無償（実費負担あり）・3 有償	賃金支給の別 1 有給（無給部分なし）・2 有給（無給部分あり）・3 無給	1 人当たりの平均実施時間
イ					
ロ					
ハ					

(5) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数（人）	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数（人）	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用に結びついた労働者数（人）

(6) 雇用安定措置（法第30条）の実績

期間	対象派遣労働者数	第 1 号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数	うち、派遣先で雇用された人数	第 2 号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	第 3 号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第 4 号の措置（その他の措置）を講じた人数			第 1 号から第 4 号までのいずれの措置も講じなかった人数	備考
							教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）	紹介予定派遣（※ 2）	左記以外のその他の措置		
計											
3 年見込み											
2 年半から 3 年末見込み											
2 年から 2 年半末見込み											
1 年半から 2 年末見込み											
1 年から 1 年半末見込み											
1 年末見込み（※ 1）											

※ 1 「1 年末見込み」については、派遣元での通算雇用期間が 1 年以上の者（登録中の者を含む）に限る。
※ 2 （5）欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数（人）」の内数であること。

様式第11号 (第3面)

(7) 派遣料金及び派遣労働者の賃金 (1 日 (8 時間当たり) の額) に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金 (日雇派遣労働者を除く)

	派遣料金 (1 日 (8 時間当たり) の額)			派遣労働者の賃金 (1 日 (8 時間当たり) の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	協定対象 派遣労働者
全業務平均 01～99の合計額/記載業務の合計数								
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者								
11 その他の技術者								
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師								
13 保健師、助産師、看護師								
14 医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者								
26 会計事務従事者								
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
34 営業職業従事者								
35 家庭生活支援サービス職業従事者								
36 介護サービス職業従事者								
37 保健医療サービス職業従事者								

様式第11号（第4面）

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（日雇派遣労働者を除く）（続）

		派遣料金（1日（8時間当たり）の額）			派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）				
		派遣労働者平均	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用 派遣労働者	協定対象 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	協定対象 派遣労働者
	38 生活衛生サービス職業従事者								
	39 飲食物調理従事者								
	40 接客・給仕職業従事者								
	41 居住施設・ビル等管理人								
	42 その他のサービス職業従事者								
	43 ～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—	—	—
	46 農業従事者								
	47 林業従事者								
	48 漁業従事者								
	49 生産設備制御・監視従事者								
	50								
	51 機械組立設備制御・監視従事者								
	52 製品製造・加工処理従事者								
	53								
	54 機械組立従事者								
	55 機械整備・修理従事者								
	56 製品検査従事者								
	57								
	58 機械検査従事者								
	59 生産関連・生産類似作業従事者								
	60 鉄道運転従事者								
	61 自動車運転従事者								
	62 船舶・航空機運転従事者								
	63 その他の輸送従事者								
	64 定置・建設機械運転従事者								
	65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
	66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）								
	67 電気工事従事者								
	68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
	69 採掘従事者								
	70 運搬従事者								
	71 清掃従事者								
	72 包装従事者								
	99 分類不能の職業								

様式第11号（第5面）

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日（8時間当たり）の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日（8時間当たり）の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 4-1～4-18の合計額／記載業務の合計数			
4-1 情報処理システム開発			
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			

(8) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	
書類の備付け	
その他（ ）	

様式第11号（第6面）

(9) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者 との兼任状況	キャリアコンサルティングに 関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計						
キャリアコンサルタント				—	—	—
上記以外の担当者				—		
営業職				—		
その他				—		

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期 派遣労働 者	うち有期 派遣労働 者	計	うち無期 派遣労働 者	うち有期 派遣労働 者	計	うち無期 派遣労働 者	うち有期 派遣労働 者

③ キャリアアップに資する教育訓練（1 フルタイム（1年以上雇用見込み）、2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）、3 1年未満雇用見込み）

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間（複数 回実施の場合は、その合計）)				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以 外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
	(下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者 は、重複計上しないこと)							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ロ 職能別訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ニ 階層別訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間 の総計」の合計（a）									1～3年目のaの合計（c）			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実 人数（b）									1～3年目のbの合計（d）			
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均 実施時間（a÷b）									1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練 について1人当たりの平均実施時間（c÷d）			
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額（1人1時間当たり平均）												

様式第11号（第7面）

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者					
11 その他の技術者					
12 医師，歯科医師，獣医師，薬剤師					
13 保健師，助産師，看護師					
14 医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家，記者，編集者					
22 美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者					
23 音楽家，舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者					
26 会計事務従事者					
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					

様式第11号（第8面）

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者					
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
99 分類不能の職業					

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)			
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

様式第11号 (第9面)

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i ～ iv に該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i ～ iv の合計)

日雇派遣労働者	
	協定対象 派遣労働者

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者
4-1 情報処理システム開発		
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 O A インストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者	無期雇用 派遣労働者	有期雇用 派遣労働者
雇用保険			—	
健康保険			—	
厚生年金保険			—	

様式第11号 (第10面)

記載要領

第 1 面

- 1 「許可番号」及び「許可年月日」欄には、許可番号等を記入すること。
なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「平成27年改正法」という。）附則第6条第1項の規定により引き続き行うことができることとされた労働者派遣事業（以下「旧特定労働者派遣事業」という。）に係る事業所においては、本欄には何も記載せず、14欄に届出年月日及び届出受理番号を記載すること。
- 2 第1面上方の提出者欄には、氏名（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
- 3 6欄及び7欄については、許可申請時（更新を受けた事業主にあつては直近の更新時、平成27年9月30日前に一般労働者派遣事業の許可又は許可の更新を受けた事業所及び旧特定労働者派遣事業に係る事業所においては、報告対象期間（第1面の8欄をいう。以下同じ。）末日）における企業規模及び日本標準産業分類に基づく産業分類（細分類）を記載すること。ただし、7欄については、日本標準産業分類に変更があつた場合は、最新の分類に基づいて記載すること。
6欄の「大企業」は中小企業以外のものを指し、「中小企業」は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は同条第5項に規定する小規模企業者を指すこと。
- 4 8欄には、年度報告の報告対象期間である、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあつては、当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日（事業を事業年度の途中で終了した場合にあつては、当該事業の終了の日）を記載すること。なお、旧特定労働者派遣事業に係る事業所のうち、事業年度の途中で労働者派遣事業の許可を受けた事業所については、当該旧特定労働者派遣事業の事業年度の開始の日から当該旧特定労働者派遣事業の廃止日まで及び労働者派遣事業の許可日から当該労働者派遣事業の事業年度の終了の日までを報告対象期間とする事業報告をそれぞれ作成し、提出すること。
- 5 10欄の「親会社」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号。以下「労働者派遣法施行規則」という。）第18条の3第2項各号に規定する者をいうこと。当該親会社が労働者派遣事業の許可番号又は民営職業紹介事業の許可・届出番号を有している場合には、当該番号を記載すること。なお、当該親会社が、旧特定労働者派遣事業に係る事業所である場合には、14欄に親会社の当該旧特定労働者派遣事業に係る届出受理番号を記載すること。
- 6 11欄について、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区別に関する基準（昭和61年労働省告示第37号）により請負事業となる事業を実施している場合には、1を○で囲むこと。その際、製造業に分類される事業者であつて、構内請負（発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うこと）を実施している場合には、「うち構内請負の実施」欄の1を○で囲むこと。
- 7 12欄及び13欄については、決算後の金額を記載すること。

1 年度報告

第 2 面

- 1 (1) 欄の「派遣労働者数等雇用実績」には、報告対象期間の末日における派遣労働者の実人数を記載すること。
- 2 (1) 欄の③の「無期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第30条の2第1項に規定する無期雇用派遣労働者を、「有期雇用派遣労働者」とは、労働者派遣法第30条第1項に規定する有期雇用派遣労働者をいうこと（以下同じ。）。
- 3 (1) 欄の⑤の「日雇派遣労働者」とは、労働者派遣法第35条の4第1項に規定する日雇派遣労働者をいうこと。なお、30日以内の期間を定めた契約を更新して通算30日を超えるような場合も含まれることに留意すること（以下同じ。）。
- 4 (1) 欄の⑥の「登録者」とは、労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から期間を定めて雇用した者を派遣労働者として労働者派遣の対象とする制度（登録制度）に基づいて、派遣労働者になることを目的として派遣元事業主に登録した者であつて、既に雇用されている者を含み、過去1年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除くこと。
- 5 (1) 欄の「通算雇用期間が1年以上の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間（実際に雇用された期間をいう。以下同じ。）が1年以上である派遣労働者を、「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間が1年未満の派遣労働者をいうこと。また、「同じ職場に1年以上派遣見込みの者」とは、雇用契約期間が通算して1年以上であり、かつ、当該派遣労働者の同じ職場での派遣就業に係る派遣契約が通算して1年以上である派遣労働者をいうこと。

(日本産業規格 A 列 4)

様式第11号 (第11面)

- 6 (2) 欄については、報告対象期間内に海外派遣した派遣労働者の実人数を記載すること。
- 7 (3) 欄の①欄については、報告対象期間内に派遣先の事業所の実数を記載すること。報告対象期間内に労働者を派遣しなかった場合は「0」を記載すること。
- 8 (3) 欄の②欄については、報告対象期間内に締結した労働者派遣契約（個別契約）に係る派遣期間について、総件数（延べ件数）及び内訳としての期間別の件数を記載すること。なお、1つの労働者派遣契約において複数の派遣期間がある場合は、それぞれの期間別に計上した件数を記載すること。（3）欄の①欄が「0」であった場合は、「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をすること。
- 9 (3) 欄の③欄については、報告対象期間（第1面の8欄）内における主な派遣先の事業主のうち取引額上位5位までの事業主名を記載すること。（3）欄の①欄が「0」の場合及び②欄に「労働者派遣契約がなかった」欄に○印をした場合には、（3）欄の③欄には記載の必要がないこと。
- 10 (4) 欄中、選択肢として番号を提示している部分については、該当する番号を記載すること。
- 11 (4) 欄については、①欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」の報告対象期間内における実績を、②欄には一般教養としての訓練等の「その他の教育訓練」（安全衛生教育及び派遣労働者のキャリアアップ措置に関するもの以外の訓練）の報告対象期間内における実績を、それぞれ記載すること。
- 12 (4) 欄の①欄及び②欄については、教育訓練コース単位で記載し、①欄には5コースまでを、②欄には3コースまでを記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。
- 13 (4) 欄の①欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第1項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち該当号数に応じた1～8までの数字を、労働安全衛生法第59条第2項の規定に該当する場合は9を、同条第3項の規定に該当する場合は10を、その訓練の主な内容に応じて最大2つまで記載すること。
- 14 (4) 欄の①欄について、「教育の内容」については、「4S（整理・整頓・清掃・清潔）運動」、「KY（危険予知）活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。
- 15 (4) 欄の①欄及び②欄について、「1人当たりの平均実施時間」には、報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した1人当たりの平均実施時間数を記載すること。
- 16 (4) 欄の②欄について、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。
- 17 (4) 欄の②欄について、「訓練費負担の別」において、「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 18 (4) 欄の②欄について、「賃金支給の別」において、「1 有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 19 (5) 欄について、イには、報告対象期間内に、新たに、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込みのあった派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において紹介予定派遣により労働者派遣された派遣労働者数の実人数をロに記載すること。ハには、報告対象期間内において紹介予定派遣により派遣先に職業紹介された派遣労働者の実人数を記載し、そのうち報告対象期間内において派遣先で雇用された派遣労働者の実人数をニに記載すること。
- 20 (6) 欄については、報告対象期間内における雇用安定措置の対象派遣労働者（雇用安定措置を講じなかった者を含む。）及び各雇用安定措置の区分ごとの派遣労働者の延べ人数を記載すること。「3年見込み」、「2年半から3年未満見込み」、「2年から2年半未満見込み」、「1年半から2年未満見込み」及び「1年から1年半未満見込み」の対象派遣労働者については、各期間に該当し、かつ当該労働者派遣の終了後も継続して就業することを希望している者とする。同一の派遣労働者が複数の期間の区分に該当する場合は、該当する区分のそれぞれの欄に計上すること。
- 21 (6) 欄の期間の区分は、派遣先の同じ職場への派遣期間の見込みの期間とすること。「同じ職場への派遣期間の見込み」とは、派遣労働者の派遣就業に係る派遣契約期間を通算したものをいう。ただし、派遣契約期間の途中で派遣労働者の雇用契約が満了したり、当該派遣労働者の派遣先が変わったりした場合については、当該派遣労働者が同じ職場へ派遣されていた通算期間とすること。
- 22 (6) 欄の「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」、「第2号の措置（新たな派遣先の提供）を講じた人数」、「第3号の措置（派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数」及び「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。
- 23 (6) 欄の「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」について、「教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）」、「紹介予定派遣」及び「左記以外のその他の措置」については、同一の派遣労働者に複数の措置を講じた場合においては講じた措置のそれぞれの欄に計上すること。
- 24 (6) 欄の「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」について、前年度に派遣先への直接雇用の依頼を行ったが前年度中には直接雇用には結びつかず、年度を超えて当年度で直接雇用には結びついた場合は、当年度でも引き続き依頼を行ったものとして、「第1号の措置（派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数」及び「左記のうち、派遣先で雇用された人数」のそれぞれに当該人数を記載すること。
- 25 (6) 欄の「第4号の措置（その他の措置）を講じた人数」の「左記以外のその他の措置」については、民間職業紹介事業の許可・届出を行っている派遣元事業主が実施する職業紹介等の措置をいうこと。

様式第11号 (第12面)

(日本産業規格 A 列 4)

第3面から第5面まで

- 26 (7) 欄の①欄及び①の(続)欄並びに②欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の1人1日当たりの賃金を記載すること。
- 27 (7) 欄の①欄及び①の(続)欄には、報告対象期間内における、最新の日本標準職業分類(中分類)に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者(日雇派遣労働者を除く。)の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。なお、「66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」(獣医師を除く。)等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ派遣することが認められていることに留意すること。
- 28 (7) 欄の②欄には、報告対象期間(第1面の8欄)内において、日雇派遣労働者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和61年政令第95号。以下「労働者派遣法施行令」という。)第4条第1項第1号から第18号までに掲げる業務に従事させている場合、従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。
- 29 (7) 欄の①欄及び①の(続)欄並びに②欄の「派遣料金」については、1人1日当たりの派遣料金(消費税を含む。)を記載し、報告対象期間内において派遣先から得た派遣料金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに、8時間(1日)業務に従事したものとして算定すること(小数点以下は四捨五入)。①欄及び①の(続)欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。なお、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、労働者派遣法施行令第4条第1号から第18号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。
- 30 (7) 欄の①欄及び①の(続)欄並びに②欄の「賃金」(労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与其他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。)については、1人1日当たりの賃金を記載し、報告対象期間(第1面の8欄)内において派遣労働者に支払った賃金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに8時間(1日)業務に従事したものとして算定すること(小数点以下は四捨五入)。なお、①欄及び①の(続)欄の「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。また、②欄の日雇派遣労働者についての「全業務平均」は、施行令第4条第1号から第18号までに掲げる業務だけでなく、日雇派遣労働者が従事した全ての業務の単純平均額を記載すること(小数点以下は四捨五入)。
- 31 (8) 欄の「マージン率等の情報提供の状況」については、該当する各欄に○印をすること(複数選択可)。

様式第11号 (第13面)

第6面

- 32 (9) キャリアアップ措置の実績については、報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。
- 33 (9) 欄の①欄の「キャリアコンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいうこと。
- 34 (9) 欄の①欄の「うち派遣元責任者との兼任状況」欄は、キャリアコンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。
- 35 (9) 欄の①欄の「キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者」欄について、「職務経験あり」とは、過去において職務としてキャリアコンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で3年以上の経験を積んでいる者等をいうこと。また、「知見あり」とは、過去においてキャリアコンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。
- 36 (9) 欄の②欄の「実施した者の人数」については、①欄の担当者が行うキャリアコンサルティングを受けた実人数を記載すること。
- 37 (9) 欄の③欄については、1年以上の雇用見込みのあるフルタイム勤務の者、1年以上の雇用見込みのある短時間勤務の者又は1年未満の雇用見込みである者ごとに別葉にして記載すること。なお、「1 フルタイム(1年以上雇用見込み)」、「2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)」、「3 1年未満雇用見込み」のいずれかに該当する番号に○印を付けること。
- 38 (9) 欄の③欄イ～ホについては、訓練の種類別に訓練コース単位で記載すること。記載欄以上のコースがある場合、別紙に記載すること。
- 39 (9) 欄の③欄の「訓練の内容等」欄には、「係長・課長就任研修」、「○○語研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。
- 40 (9) 欄の③欄の「対象となる派遣労働者」欄の上段については、該当する「種別」の番号を最大2つまで記載すること。この際、登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。
「対象となる派遣労働者」欄の下段については、各年ごとの対象となる派遣労働者の実人数をそれぞれ記載すること。「対象となる派遣労働者」について、「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」は、受講済みとして扱い、「対象となる派遣労働者数」に算入しなくてもよいこと。
- 41 (9) 欄の③欄の「(上段)実施時間の総計」については、各受講者に対する教育訓練実施時間の各年の1年間の合計(受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))を記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を1年目、2年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、1つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、2年目以降は1年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、2つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。
おって、40の「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」を受講済みとした訓練については、当該者は実際には訓練を受講していないので、「(上段)実施時間の総計」に算入することはできないものであること。
「(下段)受講者の実人数」欄には、各年ごとの受講者の実人数を記載すること。各年に同一の訓練を複数回受講した者は、同年内に重複計上しないこと(例えば、1年目と2年目に同一の訓練を複数回受講した者は、それぞれの年数の欄に1人ずつ計上すること)。
- 42 (9) 欄の③欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうこと。キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。
- 43 (9) 欄の③欄の「訓練費負担の別」において、「1 無償(実費負担なし)」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償(実費負担あり)」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 44 (9) 欄の③欄の「賃金支給の別」において、「1 有給(無給部分なし)」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給(無給部分あり)」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 45 (9) 欄の③欄の「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間」については、「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計」を「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数」で除して算出された数字を記載すること。また、合計する各年ごとの訓練実施時間は、「訓練の方法の別」が「1 計画的なOJT」又は「2 OFF-JT」、「訓練費負担の別」が「1 無償(実費負担なし)」、「賃金支給の別」が「1 有給(無給部分なし)」である等、法で定めるキャリアアップに関する要件を満たすもの(厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練)のみを合計したものであること。なお、フルタイム勤務の者であって1年以上の雇用見込みのあるものについては、1年で概ね8時間以上とすることとされていること。
- 46 (9) 欄の③欄の「1～3年目のaの合計(c)」及び「1～3年目のbの合計(d)」については、それぞれ1年目から3年目までの値を合計した数字を記載すること。
また、「1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間(c÷d)」には、上述の(c)を(d)で除して算出された数字を記載すること。
- 47 (9) 欄の③欄については、上記44を満たさないものであっても派遣労働者のキャリアアップに資すると事業主が実施した全ての訓練について記載すること。ただし、上記45を満たしていない場合、都道府県労働局による指導の対象となる可能性があることに留意すること。
- 48 (9) 欄の③欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額(1人1時間当たり平均)」については、キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。

様式第11号 (第14面)

記載要領

Ⅱ 6 月 1 日現在の状況報告

第 7 面から第 9 面まで

- 1 1 欄の①欄の「派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる 6 月 1 日現在（6 月 1 日が日曜日に当たる場合は 6 月 2 日現在とし、土曜日に当たる場合は 6 月 3 日現在とする。以下同じ。）において派遣していた派遣労働者の実人数を記載すること。
- 2 1 欄の①欄、②欄、②の（続）欄、③欄及び⑤欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の 5 に規定する協定対象派遣労働者の実人数を記載すること。
- 3 1 欄の②欄及び②の（続）欄の「業務別派遣労働者の実人数」には、報告の対象となる 6 月 1 日現在、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。複数種類の業務に従事した派遣労働者については、報告の対象となる 6 月 1 日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものとする。なお、「66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」（獣医師を除く。）等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合にのみ限定して派遣が認められていることに留意すること。
- 4 1 欄の③欄の「特定製造業務従事者の実人数」には、報告の対象となる 6 月 1 日現在において労働者派遣法附則第 4 項の「特定製造業務」に従事した派遣労働者の実人数を記載すること。
- 5 1 欄の④欄の「期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者の実人数」には、6 月 1 日現在における労働者派遣法第40条の 2 第 1 項第 2 号から第 5 号までに該当する労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く。）の実人数（1 欄の①欄に記載した派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる 6 月 1 日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。
- 6 1 欄の⑤欄の「日雇派遣労働者の実人数」のうち、「高齢者」とは労働者派遣法施行令第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる者のことをいい、「昼間学生」とは同項第 2 号に掲げる者のことをいい、「副業として従事する者」とは同項第 3 号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の 3 第 1 項第 1 号に該当するもののことをいい、「主たる生計者でない者」とは労働者派遣法施行令第 4 条第 2 項第 3 号に該当する者であつて労働者派遣法施行規則第28条の 3 第 1 項第 2 号に該当するものをいうこと。当該日雇派遣労働者が、複数の種類に該当する場合、もつとも主たる理由と考えられるものに算定すること。
- 7 1 欄の⑥欄の「特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数」には、6 月 1 日現在における労働者派遣法附則第 4 項の「特定製造業務」に従事していた日雇派遣労働者の実人数（1 欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。
- 8 1 欄の⑦欄の「日雇派遣労働者の業務別実人数」には、6 月 1 日現在における労働者派遣法施行令第 4 条第 1 項第 1 号から第18号までに掲げる業務に従事している日雇派遣労働者の実人数（1 欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数種類の業務に従事した日雇派遣労働者については、報告の対象となる 6 月 1 日現在においてもつとも多く従事した業務に従事したものとする。
- 9 1 欄の⑧欄の「日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる派遣労働者の実人数」には、6 月 1 日現在における労働者派遣法第40条の 2 第 1 項第 3 号から第 5 号までに該当する労働者派遣に係る日雇派遣労働者の実人数（1 欄の⑤欄に記載した日雇派遣労働者計の内数）を記載すること。なお、複数の事項に該当する派遣労働者については、報告の対象となる 6 月 1 日現在においてもつとも該当する事項に記載すること。
- 10 2 欄には、6 月 1 日現在において労働者派遣事業に係る登録者であつた者の実数（同日に派遣されている労働者を含み、過去 1 年以内において派遣されることがない派遣労働者を除く。）を記載すること。
- 11 3 欄には、報告の対象となる 6 月 1 日現在において派遣していた派遣労働者について、それぞれの保険の種類ごとに、適用されている者の実数を記載すること。なお、6 月 1 日現在において派遣していない者は除かれることに留意すること。
- 12 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。